

1. 件名：東京電力福島第一原子力発電所における放射性物質の閉じ込め機能を有する施設・設備に対する非常用電源設備の整理等に係る面談
2. 日時：令和5年6月6日（火）13時30分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
正岡企画調査官、佐藤室長補佐、新井安全審査官、塩唐松係長、椎名係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当3名（うちテレビ会議システムによる出席2名）
廃炉・安全品質室 担当6名（テレビ会議システムによる出席4名）

5. 要旨

（非常用電源設備の整理関係）

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、第8回特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合において原子力規制庁より提示した非常用電源設備の設置要否及び具体的要件の整理案に対する東京電力の考え方について、資料に基づき説明があった。
- 原子力規制庁より、説明を受けた内容について趣旨等を確認するとともに、主に以下のコメント等を伝えた。
 - 非常用電源設備は規制要求上その設置が求められているものであり、東京電力の考え方のように評価ありきで設置要否を決めるものではないと考えているが、具体的な内容に関しては技術会合の場で引き続き議論が必要と考えていること。
 - 資料中で引用している関係法令や原子力規制委員会作成資料の内容に不正確な箇所が見られることから、そのまま記載するか又は内容を正確に反映するなど適切な形で引用すること。また、東京電力としての解釈や意見等を記載している個所は、その意図がわかる記載に修正すること。
 - 本件は規制要求とその具体的な措置について整理しているものであることから、東京電力として考えている規制上の措置と自主的な措置は区別して整理すること。
 - 原子力規制庁から提示した案とそれに対する東京電力の考え方の違いを明確にする観点から、可能な範囲で具体例を示して整理すること。
- 東京電力より、了解した旨の回答があった。

（サブドレン集水設備関係）

- 東京電力から、サブドレン集水設備高台機能移転工事について実施計画変更認可前に着手した経緯等に関して資料に基づき説明があった。
- 原子力規制庁より、説明を受けた内容について確認するとともに、主に以下のコメント等を伝えた。
 - リスク低減対策上早期に実施すべき工事等もあり事前着手自体をすべからく否定するものではないが、事故から十数年経過し、事故後の緊急的な対応からある程度計画立てて進められるフェーズに変わりつつある状況を踏まえて、今後は実施計画の申請時期を含めて計画的に対応すること。
- 東京電力より、了解した旨の回答があった。

6. 資料

- 1Fの施設・設備における外部電源喪失に対する設計上の考え方について
- サブドレン集水設備高台機能移転工事の工事着手について

7. 参考

- 第8回特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合
https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/1F_gi_jyutsu/140000004.html

以上